

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正について

1 概要

令和元年5月に公布されたデジタル手続法（※1）の施行（※2）により住民基本台帳法等の改正が行われ、附票連携システムの稼働により、住民基本台帳法施行条例（以下「住基条例」という。）による附票本人確認情報の利用及び提供（以下「利用等」という。）が可能となる。

附票本人確認情報の利用等を可能とするための住基条例の改正に伴い、住民基本台帳法施行条例施行規則（以下「住基規則」という。）について、所要の改正を行った。

※1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

※2 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。

2 改正内容

住基規則第2条及び第3条に都道府県知事保存附票本人確認情報に係る記載を追加し、その他、文言の整理等、所要の改正を行った。

3 施行日

住基条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第27号）の施行の日。ただし、第1条の改正規定及び第2条の改正規定（「のうち住民票コード以外のもの」を削る部分に限る。）並びに附則第2項の規定は公布の日。